

# 通所リハビリテーション利用料金

## 介護サービス

■基本料金・加算料金 7時間以上8時間未満／1日につき

(2割負担)

要介護度区分	要介護(1)	要介護(2)	要介護(3)	要介護(4)	要介護(5)
基本額	1,524円	1,806円	2,092円	2,430円	2,758円
食費	580円				

加算の種類	料金	加算条件等
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金の1%減算	1日につき
業務継続計画未策定減算	基本料金の1%減算	1日につき
感染症又は災害により、随時的に利用者数が一定減少している場合の加算	所定単位数の3%を加算	1月につき
理学療法士等体制強化加算	60円	1日につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%を加算	1月につき
リハビリテーション提供体制加算	56円	1日につき 作業療法士の数が利用者の数が25又はその端数を増すことに1以上であり、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合。
入浴介助加算(Ⅰ)	80円	1日につき
入浴介助加算(Ⅱ)	120円	1日につき
リハビリテーションマネジメント加算イ	1,120円	1月につき(開始月から6月以内)
	480円	1月につき(開始月から6月超)
リハビリテーションマネジメント加算ロ	1,186円	1月につき(開始月から6月以内)
	546円	1月につき(開始月から6月超)
リハビリテーションマネジメント加算ハ	1,586円	1月につき(開始月から6月以内、3月に1回を限度)
	946円	1月につき(開始月から6月超、3月に1回を限度)
リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	上記に加えて 540円	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合。1月につき
短期集中個別リハビリテーション実施加算	220円	1日につき(退院(所)日又は認定日から起算して3月以内)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	480円	退院(所)日または通所開始日から3月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	3,840円	(Ⅰ)1日につき 週2日のリハビリを限度 (Ⅱ)1月につき 月4回以上のリハビリ実施)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	2,500円	1月につき(開始月から6月以内)
若年性認知症利用者受入加算	120円	1日につき(若年性認知症のご利用者の方のみ)
栄養アセスメント加算	100円	1月につき
栄養改善加算	400円	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	40円	1回につき(6月に1回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	10円	1回につき(6月に1回を限度)
口腔機能向上加算(Ⅰ)	300円	1回につき(月に2回を限度)
口腔機能向上加算イ(Ⅱ)	310円	1回につき(月に2回を限度)
口腔機能向上加算ロ(Ⅱ)	320円	1回につき(月に2回を限度)
重度療養管理加算	200円	1日につき(要介護3・4・5で医学的管理の必要な方)
中重度者ケア体制加算	40円	1日につき
科学的介護推進体制加算	80円	1月につき
送迎減算	-47円	片道につき(事業所による送迎以外の場合)
退院時共同指導加算	1,200円	1回につき
移行支援加算	24円	1日につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	44円	1回につき(介護福祉士70%以上または勤続10年以上介護福祉士25%以上)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に対して8.6%を乗じた単位数の2割

## 介護予防サービス

■基本料金・加算料金 <1月あたり>

	要支援1	要支援2
基本額	4,536円	8,456円
食費	580円/日	

加算の種類	料金	加算条件等
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金の1%減算	1月につき
業務継続計画未策定減算	基本料金の1%減算	1月につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%を加算	1月につき
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,124円	1月につき(開始月から6月以内)
若年性認知症利用者受入加算	480円	1月につき(若年性認知症のご利用者の方のみ)
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	要支援1 -240円	要支援2 -480円
退院時共同指導加算	1,200円	1回につき
栄養アセスメント加算	100円	1月につき
栄養改善加算	400円	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	40円	1回につき(6月に1回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	10円	1回につき(6月に1回を限度)
口腔機能向上加算(Ⅰ)	300円	1回につき(3ヶ月以内に限り、月に2回を限度)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	320円	1回につき(3ヶ月以内に限り、月に2回を限度)
一体的サービス提供加算	960円	1月につき
科学的介護推進体制加算	80円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1 176円	要支援2 352円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		1月につき(介護福祉士70%以上または勤続10年以上介護福祉士25%以上)
		所定単位数に対し8.6%を乗じた単位数の2割

### ■注意事項

提供時間 8:30~16:30

- 送迎時間はその日の送迎コースにより多少異なることがあります。
- 利用日のキャンセルまたは変更の場合は、前日までにご連絡ください。
- 特に利用日の指定がある場合は、前月の15日までに予定をお知らせください。
- 利用料請求書は、利用月の翌月9日頃にお送りさせていただきます。

介護老人保健施設

桜の園(さくらのその)

通所リハビリテーション

〒010-0057

秋田県秋田市下北手梨平字登館8番地

TEL:018/889-9118 FAX:018/889-9119